

【第6回】 骨子（案）をもとにどのような答申とするか協議をお願いします。

○答申の骨子（案）

1 通学区域に関する基本的な考え方

- (1) 教育効果の観点から、学校が適正規模であることが望ましい。
 - ・複式学級の解消
 - ・1学年1学級の解消
- (2) 地域それぞれの実情に配慮した見直し
- (3) 通学時間の配慮（特に小学校低学年）
- (4) 児童生徒数の将来見通しを踏まえた定期的な見直し
- (5) 小規模校等選択制度の導入

2 学校及び通学区域

- (1) 複式学級の解消（早期に）

東唐津小学校、玉島小学校、平原小学校、伊岐佐小学校

- (2) 1学年1学級の解消

- ①すでに1学年1学級となっている学校

〈小学校〉

高峰小学校（※R7.4月から）、湊小学校、巖木小学校、肥前小学校、名護屋小学校、
打上小学校、呼子小学校、七山小学校

〈中学校〉

高峰中学校、湊中学校、巖木中学校、肥前中学校、七山中学校

- ②今後5年から10年の間に1学年1学級となることが予想される学校

〈小学校〉

相知小学校、北波多小学校

〈中学校〉

西唐津中学校、相知中学校、北波多中学校、海青中学校

- (3) 長時間通学の抑制

小学生（特に低学年）の長時間通学は児童の心身の負担となるため、小学校の広域統廃合を検討する際は、通学時間がおおむね1時間以内となるよう配慮する。

3 小規模校等選択制度

大規模校や過大規模校等の児童生徒数増加の解消と、小規模校等への通学を希望する保護者意見に対応するため、理由を必要としない学校選択制の導入を検討する。

(1) 大規模校や過大規模校等から、それ以外の学校への入学・転学

- ・対象者：大規模校等に在籍する児童生徒
 - ア 大規模校（25～30クラス）、過大規模校（31クラス以上）に在籍する児童生徒
（該当校：鏡山小学校）
 - イ 教室数に対して児童生徒数が多い学校に在籍する児童生徒
（該当校：長松小学校、久里小学校、浜崎小学校）
- ・受け入れ先の学校について
 - ア、イ以外の学校への通学を認める
- ・留意点
 - ア、イに該当する学校間での入学・転学は不可とする

(2) 小規模校への入学・転学

- ・対象者
 - 1学年に2学級以上ある学年に在籍している児童生徒
- ・受け入れ先の学校について
 - 1学年1学級の学級、複式学級となっている学級への通学を認める